三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡下條村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡阿南町

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡売木村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡天龍村

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡天龍村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡泰阜村

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡泰阜村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡喬木村

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡喬木村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡豊丘村

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡豊丘村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡大鹿村

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡大鹿村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県賀茂郡南伊豆町

二　地域再生計画の名称　南伊豆町生涯活躍のまち「南伊豆の大学づくりプロジェクト」

三　地域再生計画の区域の範囲　静岡県賀茂郡南伊豆町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（五の五⑩）及び生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者住宅の入居者要件の合理化（五の六）

○内閣府告示第二千九百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府

二　地域再生計画の名称　スマートモビリティ－ＣＴ基盤整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府の区域の一部（関西文化学術研究都市精華・西木津地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三